主 文 本件保釈取消決定を取消す。 理 由

本件抗告申立の理由は別紙記載のとおりである。

よつて被告人に関する盛岡地方裁判所一関支部昭和二十八年(わ)第四一号公職選挙法違反被告事件の記録を調査するに、昭和二十八年六月十三日同支部に繋属した公訴事実は「被告人は、昭和二十八年四月十九日施行の衆議院議員選挙に際し、岩手県第二区から立候補したAの選挙運動者であり且つ同区の選挙人であるが、

岩手県第二区から立候補したAの選挙運動者であり且つ同区の選挙人であるが、 (一) 同年三月三十一日頃、及同年四月二日頃の両回に亘り、江刺郡 a 町字 b の自宅において(被告人) B から、同候補者のため投票並に投票取纏等の選挙運動方を依頼せられ、その費用並に報酬としてその都度現金一万円宛、計二万円の供与を受け、

(二) 同年四月五日頃、右自宅において被告人Cから被告人D、同E、同Bが前同趣旨の下に提供したる現金十万円の供与を受け

を取消すき決定し同年三月二日被告人を収監したことを各確認しうる。 〈要旨〉そこで右取消原因につき検討を加えるに、本件は同支部第二回公判期日に被告人出頭の上いわゆる罪状認否〈/要旨〉の段階を終了したに止り未だ証拠調に入らず続行となったものであり従って裁判所は爾後如何なる証拠が提出される原則とは認めていないことは憲法第三十八条、刑事訴訟法第三百十九条の趣旨から洵に明瞭であるから仮りに公判廷で自由がの有罪としてもこれのみで有罪として刑罰を科せられることはないのである。従理由が認否の内容如何の如きはいわゆる「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当なで由」の有無の決定につき左程重要な役割をもつものでないことは言を俟たない。の有無の決定につき左程重要な役割をもつものでないことは言を俟たない。して表際するも本件は未だ罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由があるとにである。いわゆる右相当の理由とは単なる主観的抽象的な判断では足りない。

客観的に妥当するもの換言すれば具体的な証拠を掴んだ場合でなけれは裁判所は 之れありと断じ職権をもつて保釈取消決定の如きはなしえないものであるというべ きであるのに全記載を通じても特に右罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由を発見し えないのであるから輙く之れありと認定し職権をもつてなした保釈取消決定は失当 であり本件抗告は理由がある。

以上のとおりであるから当裁判所は刑事訴訟法第四百二十六条第二項に則り主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 檀崎喜作 裁判官 有路不二男)